

志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託公募型プロポーザル募集要項

志摩市が実施する志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託に係る公募型プロポーザルによる業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

1 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託 |
| (2) 履行期間 | 令和8年9月1日 ～ 令和13年8月31日まで |
| (3) 業務区域 | 志摩市水道事業の給水区域の全域 |
| (4) 業務内容 | ①窓口業務
②検針業務
③料金請求・徴収業務
④滞納整理業務
⑤給水停止業務
⑥閉開栓業務
⑦メーター交換情報管理業務
⑧上記①～⑦に付帯する業務 |

2 事業の限度額

396,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含みません）

3 実施型式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

- (1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとします。
 - ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ. 令和8年4月1日現在で志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿の【2506 上下水道料金徴収 1 検針・集金業務】の部門に登録されていること。
 - ウ. 志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと
 - エ. 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
 - オ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (2) 提案参加業者は、上記参加資格条件を満たすもののうち、平成27年度以降に国（公

社、公団を含む。)又は地方公共団体(一部事務組合、広域連合を含む。)に対し同種の業務の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績があるものとします。

なお、同種の業務とは給水人口5万人以上の自治体(国、県、企業団を含む)の水道事業又は簡易水道事業の検針業務及び徴収(集金・滞納整理)業務の二つの業務を同時に受託している業務とし、どちらか一方だけの業務は不可とします。また、過去に5年以上連続で業務を受託し、履行した業務を対象とします。

- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合評価制度の認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

5 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

「参加申込書(様式第1号)」「会社概要(様式第1-2号)」「類似業務受託実績表(様式第1-3号)」及び添付書類を志摩市上下水道部水道総務課へ郵送(簡易書留)または、持参にて令和8年5月20日(水)午後5時までに提出してください。

(2) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、「参加資格審査結果通知書(様式第2号)」により、郵送にて参加者に通知する。

6 提案書類の作成・提出方法

参加資格審査結果通知により提案書提出依頼を受けたものは、下記に定める書類を10.

(1) 書類提出先へ一括して持参又は郵送(簡易書留)にて11部提出してください。ただし、「参考見積書」は正本1部のみ提出してください。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とします。なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。

(1) 提案書類について

- ①「プロポーザル方式審査要項」及び「プロポーザル方式提案書作成要領及び審査基準」に基づき作成してください。提案書総量に限度はありませんが、制限時間内ですべての書類を説明できる範囲内とします。
- ②企画提案書は、原則A4とする。
- ③提案書の文字のサイズは12ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。
- ④様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成すること。
- ⑤様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。
- ⑥2穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。ただし、概要図やイメージ図等は袋状の物に収納して綴じ込むこと。
- ⑦専門知識を有しないでも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ⑧正本1部は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものとし、副本10部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印していないものを提出すること。
※副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。
- ⑨提案書は、1者1提案とする。

(2) 見積書（参考）

- ①見積記載項目 「プロポーザル方式見積書作成要領」に基づき作成のうえ提出してください。
- ②提出部数 正本1部
- ③見積書記載の宛先 志摩市水道事業 志摩市長
- ④提出方法 封印のうえ、提案説明会に持参し提出してください。
(郵送不可)
- ⑤見積限度額 396,000,000円（5年分、消費税抜き、千円単位）
見積額が限度額を越えた場合は失格になります。ただし、見積額はプロポーザルの審査対象とはなりません。
- ⑥提出日時 提案説明時に開催場所で提出してください。

(3) 会社概要書類

- ①会社概要（様式1-2号）※副本は社名・所在地・電話番号・FAX番号を記載しない。
添付書類は不要。別添パンフレット参照は不可。
- ②貸借対照表・損益計算書 ※副本は社名・所在地・電話番号・FAX番号を記載しない。提出可能な直近1期のもの。
- ③水道技術管理者他、水道関係資格保有者数
- ④水道関係従業員数及び事業所数
- ⑤提出部数は提案書と同数とする。

(4) 受付期間

令和8年5月28日（木）から令和8年6月15日（月）の午前8時30分から午後5時までとします。（ただし、持参の場合は、正午から午後1時の間、及び志摩市の休日を定める条例（平成16年志摩市条例第2号。）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除きます。）郵送にて提出する場合においても、受付期間内に必着とします。また、提案者において、郵送物が志摩市役所水道総務課に到着していることを電話等にて確認してください。

7 審査方法及び審査内容

「プロポーザル方式審査要項」、「プロポーザル方式提案書作成要領及び審査基準」参照

8 質問及び回答

(1) 参加申込みに関すること

参加申込みに関する質問については、電子メールによることとし、様式は特に指定しませんが、電子メールの件名を「志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託参加申込みの質問について（業者名）」とし、ファイルは添付せずに本文中に、質問内容を簡潔に記載し、「suidosomu@city.shima.lg.jp」まで送信することとします。（午前8時30分から午後5時の間に電話により水道総務課まで受信確認をすること。）電話による質問は受付しません。

質問受付期間は公告の日から令和8年5月8日（金）の午前8時30分から午後5時までとします。

回答については、令和8年5月15日（金）の午後5時までに質問者に電子メールにて回答します。

(2) 提案書内容及びヒアリング等に関すること

提案書内容及びヒアリング等に関する質問については、電子メールによることとし、様式は特に指定しませんが、電子メールの件名を「志摩市水道事業検針及び徴収等業務委託提案書内容及びヒアリング等の質問について（業者名）」とし、ファイルは添付せずに本文中に質問内容を簡潔に記載し、「suidosomu@city.shima.lg.jp」まで送信することとします。（午前8時30分から午後5時の間に電話により水道総務課まで受信確認をすること。）電話による質問は受付しません。

質問受付期間は令和8年5月28日（木）から令和8年6月2日（火）の午後5時までとします。

回答については、令和8年6月9日（火）の午後5時までに、提案者全員に電子メールにて回答します。

9 契約手続き等

(1) 契約交渉相手方等の決定

ヒアリング審査の結果により、契約交渉相手方及び順位を決定します。

(2) 審査結果の通知

ヒアリング審査参加業者全員に対し、「プロポーザル審査結果通知書（様式第4号）」により、契約交渉相手方及び順位を通知します。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行ってください。

(4) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等をふまえ、契約交渉相手方に選定された者と交渉し決定します。

(5) 次点者との契約

契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行います。

10 書類提出先・問合せ先

(1) 書類提出先

志摩市役所 上下水道部 水道総務課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-22
TEL：0599-44-0220 FAX：0599-44-5261

(2) 問合せ先

志摩市役所 上下水道部 水道総務課 業務管理係
TEL：0599-44-0220 FAX：0599-44-5261
e-mail: suidosomu@city.shima.lg.jp

11 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

志摩市情報公開条例に基づき処理いたします。ただし提案書に記載された提案者のみが所有する技術やノウハウ、審査結果などで提案者が不利益を被る可能性のある事項は非公表とします。

1.2 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する費用はすべて提案者の負担とします。

1.3 その他

(1) 参加申込み後の辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「辞退届（様式第3号）」を持参又は郵送にて提出してください。

1.4 日程

プロポーザルのスケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

	事項	期日・期間等
1	参加申込書の受付	公告の日から令和8年5月20日（水）まで ※持参の場合は勤務時間内（午前8時30分から午後5時）に提出してください。
2	参加申込みに関する質問の受付 ※電子メールによる	公告の日から令和8年5月8日（金） 午後5時まで ※質問者に電子メールにて回答します。
3	参加資格審査	令和8年5月22日（金） ※提案者の出席は必要ありません。
4	参加資格審査結果通知書の送付	令和8年5月26日（火） ※参加申込者全員に郵送にて送付します。
5	提案書の受付	令和8年5月28日（木）から令和8年6月15日（月）午後5時まで ※持参の場合は勤務時間内（午前8時30分から午後5時）に提出してください。
6	提案書内容・ヒアリング等に関する質問の受付 ※電子メールによる	令和8年5月28日（木）から令和8年6月2日（火）午後5時まで ※提案者全員に電子メールにて回答します。
7	ヒアリング等の実施に関する通知	令和8年6月18日（木） ※提案者全員に電子メール又は郵送にて送付します。
8	ヒアリング等の実施	令和8年6月24日（水） 予備日：令和8年6月25日（木）
9	ヒアリング等の審査の結果通知の送付	令和8年6月30日（火） ※提案者全員に郵送にて送付します。
10	受託候補者と随意契約	令和8年7月中旬頃